

日医発第 2311 号（技術）
令和 6 年 3 月 3 1 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

長 島 公 之

（公印省略）

電子版お薬手帳の活用等に向けた周知のお願いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬局総務課より本会に対し、事務連絡「電子版お薬手帳の活用等に向けた周知のお願いについて（協力依頼）」が発出され、周知方依頼がありました。

電子版お薬手帳に関しては、電子版お薬手帳サービスを提供する施設における留意事項等が示された「電子版お薬手帳ガイドラインについて」を令和 5 年 4 月 3 日付け日医発第 1 号（技術）にて貴会宛にお送りしております。

本事務連絡は、電子版お薬手帳の意義・役割や活用方法を広く周知すること等を目的に、別添の広報資材が作成されたことについて周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 28 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

電子版お薬手帳の活用等に向けた周知のお願いについて（協力依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

電子版お薬手帳については、「電子版お薬手帳ガイドラインについて」（令和 5 年 3 月 31 日薬生総発 0331 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）により、オンライン資格確認の普及、電子処方箋の運用開始、マイナポータルを通じた閲覧範囲の拡大といったデジタル技術の進展を踏まえて電子版お薬手帳に求められる役割・機能、要指導医薬品・一般用医薬品を含めた薬剤情報の一元的な管理の重要性を整理し、「電子版お薬手帳ガイドライン」を作成し、電子版お薬手帳の運営事業者において対応が必要と考えられる事項や、電子版お薬手帳サービスを提供する施設における留意事項をお示ししてきたところです。

今般、電子版お薬手帳の意義・役割や活用方法を広く周知するとともに、利用を推奨するため、別添のとおり広報資材を作成しました。貴団体におかれましては、資材の内容について御了知いただくとともに、広報資材について貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

(参考)

○厚生労働省 電子版お薬手帳

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/e-okusuritecho.html>

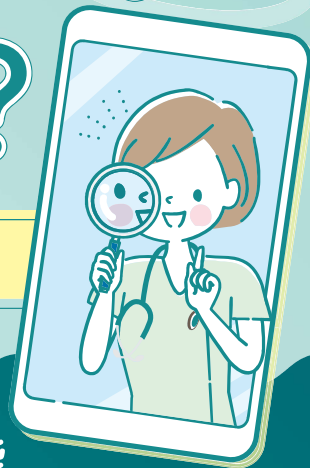


電子版

お薬手帳

はじめませんか？

いつでもどこでも！手軽に健康管理



あなたの健康をサポートする便利な機能

POINT 1

服用アラーム機能で 飲み忘れ防止！

お薬の服用時間に通知が来ることで飲み忘れない。「カレンダー」機能で服薬状況も管理可能。



POINT 2

歩数・血圧・血糖値など 健康管理に役立つ機能

毎日記録することで、健康な体作りに役立ちます。



POINT 3

市販薬登録機能で より安全・有効な処方・調剤へ

市販薬をバーコード読み取りで登録可能！
処方・調剤の正確性が増し、よりよい薬物治療に繋がります。



マイナポータルと連携することで、薬剤情報・検診情報・予防接種情報を取り込みます。

※各電子版お薬手帳アプリによって機能が異なります。



詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「電子版お薬手帳」をご覧ください。

電子版お薬手帳 厚生労働省

検索